

## 別紙 1：海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類

### 1. 水底土砂の浚渫区域と試料採取位置

浚渫区域は新潟県新潟市の信濃川河口部に位置する新潟港（西港地区）内である（図-1）。

浚渫する土砂が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第10条第2項第5号ロの政令（以下「政令」という。）で規定する基準に適合しているかどうかを確認するための土砂試料の採取位置は、図-1に示すとおり浚渫区域の上流側から概ね均等に配置した9地点とした。

試料の採取深度は、「一般水底土砂の海洋投入処分許可申請書類等作成の手引」（環境省、平成29年8月、平成30年8月一部改訂）の維持浚渫の場合の考え方にに基づき、基本的には表層の性状を把握しているが、浚渫区域上流部については堆積傾向がみられ浚渫深度が1～2m程度であることから、No. 7、8、9の3地点については補足的に表層から1.0～1.5mの深部についても確認を行っている。試料の採取方法及び採取状況は、表-2に示すとおりである。

また、浚渫区域の水平的な性状把握を補完する目的で、浚渫区域の複数地点において、採泥によるCODの補足調査を行った。その結果、直近10年間のCOD分析データから得られた95%予測区間の上限値を超過する地点はなく、浚渫区域の底質は過去から汚濁が進んだ状態ではないと判断された。詳細については、「添付資料-2、1-2-4浚渫区域の底質（補足調査）」に記載した。



「海図(W1197：新潟港付近）」（財団法人日本水路協会、平成29年8月）より作成

図-1 海洋投入処分しようとする水底土砂の浚渫場所及び試料採取地点

表-1 試料の採取方法と採取状況

調査地点	採取日	水深	採取方法	浚渫深度	サンプル層厚	
					表層	深部
No. 1	R3. 9. 10	12. 0m	採泥器	0. 5m程度	30cm	—
No. 2		12. 1m				
No. 3		12. 0m				
No. 4		12. 1m				
No. 5		10. 9m				
No. 6		11. 3m				
No. 7	9. 0m	コアサン プラー	1～2m程度	30cm	50cm (100～ 150cm)	
No. 8	7. 3m					
No. 9	4. 3m					

## 2. 政令で定める基準の適合状況

採取した試料の分析結果は、表-2に示すとおりである。

全ての項目について「水底土砂に係る判定基準<sup>※1</sup>」を下回っている。また、浚渫計画範囲は新潟県の日本海沿岸に位置することから、「指定水底土砂<sup>※2</sup>」に該当しない。

従って、浚渫により発生する土砂は政令で定める基準に適合した一般水底土砂であると判断される。

なお、実際の浚渫時には監視計画に基づいて改めて調査を実施し、判定基準への適合状況を確認する。過去の適合状況の把握結果については、「添付資料-2、1-2-1水底土砂に係る判定基準項目」に記載した。

### ※1【水底土砂に係る判定基準】

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第6号）」により定める水底土砂に係る判定基準、及び、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和48年政令201号）」より定める「特定水底土砂」の判定基準。

### ※2【指定水底土砂】

環境大臣が指定する海域（田子の浦港、三島・川之江港の2海域）から除去された水底土砂のうち熱しゃく減量が20%未満である土砂を指す（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第209号）」、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項第1号の規定に基づく指定水底土砂に係る水域指定（昭和48年環境庁告示18号）」関連）。

表-2 試料の分析結果(1/2)

試験項目	単位	測定結果						判定基準	判定
		No. 1 表層	No. 2 表層	No. 3 表層	No. 4 表層	No. 5 表層	No. 6 表層		
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下	○
有機りん化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.5以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.1以下	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	3以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	2以下	○
ふっ化物	mg/L	<0.8	<0.8	<0.8	<0.8	<0.8	<0.8	15以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	0.3以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	2.5以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	2以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1.2以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1.5以下	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2以下	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	3以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06以下	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03以下	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2以下	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.5以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	—	0.52	—	—	0.33	—	10以下	○

表-2 試料の分析結果 (2/2)

試験項目	単位	測定結果						判定基準	判定
		No. 7 表層	No. 7 深部	No. 8 表層	No. 8 深部	No. 9 表層	No. 9 深部		
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下	○
有機りん化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.5以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02	0.03	0.1以下	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	3以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	2以下	○
ふっ化物	mg/L	<0.8	<0.8	<0.8	<0.8	<0.8	<0.8	15以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	0.3以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	2.5以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	2以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1.2以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1.5以下	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2以下	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	3以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06以下	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03以下	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2以下	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.5以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	—	—	0.38	1.50	—	—	10以下	○